

## マイナンバーカードの特急発行開始

12月2日(月)から、現在1か月程度要しているマイナンバーカード申請から受け取りまでの期間について、乳児(満1歳未満)や紛失等による再交付などの特定の要件を満たした(速やかな交付が必要となる)場合に限り、原則1週間以内でカードがお手元に届く仕組み(特急発行)を開始します。

利用の際は、申請者本人がマイナンバー総合窓口へお越しください。なお、その際は申請者

本人の本人確認書類が必要となります。詳しくはホームページをご覧ください。

※対象者以外は特急発行の利用はできませんのでご注意ください。

## 顔写真なしマイナンバーカードの発行

12月2日(月)から、申請日に1歳未満の方のマイナンバーカードは顔写真なしとなるため、申請時の顔写真添付も不要です。顔写真ありのマイナンバーカードを希望することができないため、ご注意ください。

※顔写真なしマイナンバーカードを本人確認書類とする場合、原則顔写真なしの書類(既存の健康保険証等)と同等として扱われます。

問合先 市民課マイナンバー担当  
当 939・1357

## 政治家等の寄附の禁止

年末年始は、お歳暮などの贈り物やお祝い事をする機会の多い時季ですが、政治家(立候補をしようとする者も含む)が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者がそれらを求めることも公職選挙法で禁止されています。

問合先 選挙管理委員会事務局(3階⑤番窓口)  
当 939・1388

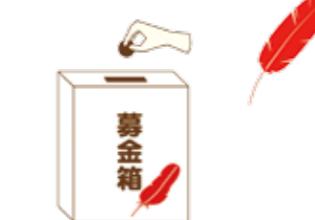
## 福祉

### 12月1日から「歳末たすけあい募金」にご協力を

赤い羽根共同募金運動の一環として、12月1日(日)から31日(火)まで「歳末たすけあい運動」を行います。寄せられた募金は生活に困窮されている方の支援のために活用されます。ご協力をお願いします。

募金の受付・問合先 藤井寺地区募金会(藤井寺市社会福祉協議会内)

938・8220



## 各種情報

### マイナンバーカード交付・電子証明書の更新手続き臨時窓口

日時 12月14日(土) 9時~12時  
※カードの交付及び電子証明書の更新手続きのみを行います。

場所 市役所1階マイナンバー総合窓口

#### 【カード交付に必要なもの】

- ・交付通知書(ハガキ)
- ・通知カード(紛失した方は交付時にお申し出ください)
- ・住民基本台帳カード(お持ちの方のみ。マイナンバーカードと交換)
- ・本人確認書類

※原則、交付申請者が本人が来庁してください。

◇予約いただくとスムーズにご案内できます。

#### 【電子証明書の更新に必要なもの】

- ・マイナンバーカード
- ・「署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書 照会書兼回答書」

◇予約はできません。

問合先 市民課マイナンバー担当  
939・1357



## 税

### 固定資産税・都市計画税

第4期納期限 12月25日(水)

納期限までにお納めください。口座振替をご利用の方は預貯金残高を確認してください。

※キャッシュレス決済でも納付できます。

問合先 税務課納税担当

当(2階②番窓口) 939・1066



### 12月は「税収確保重点月間」

お勤めなどにより平日日中に都合がつかない方のために、臨時に納税窓口を開設します。電話による納税相談も受け付けます。

【夜間納税相談窓口】 12月3日(火)  
~6日(金) 17時30分~20時

問合先 税務課納税担当(2階②番窓口) 939・1066



### 大阪府からのお知らせ

皆さんが納めた税金は、教育、福祉、安全なまちづくりなど、府民の方々の身近な生活のために使われています。府では、12月を「税収確保重点月間」と定め、滞納者に対する徹底した催告や財産の差押えなどの一斉滞納整理を実施します。税金は納期限までお納めください。

問合先 大阪府南河内府税事務所  
0721・25・1131

### 申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて

税務署では令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしました。

令和7年1月からは、正本(提出用)のみを提出(送付)してください。

郵送先 大阪国税局業務センター大阪前分室(〒540-8543 大阪市中央区大手前1-5-44)

問合先 富田林税務署

0721・24・3281

## 整骨院・接骨院、はり・灸・あんま・マッサージのかかり方

健康保険が適用されるケースは次のとおり限られていて、単なる肩こり、筋肉疲労や疾病予防などは全額自己負担です。



#### ①整骨院・接骨院での施術

骨折・脱臼・打撲・捻挫(肉ばなれを含む)※骨折・脱臼は、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

#### ②医師が必要と認めた次の施術

【はり・灸】神経痛・リウマチ・頸腕症候群・五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症・その他慢性的な疼痛を主症とする疾患

【あんま・マッサージ】筋まひ・関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例※保険の適用には、あらかじめ医師の発行した同意書が必要です。

#### 問合先

##### 【国民健康保険制度】

- ・保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口)

939・1177

##### 【後期高齢者医療制度】

- ・大阪府後期高齢者医療広域連合給付課 06・4790・2031
- ・保険年金課福祉医療担当(1階②番窓口) 939・1186

### 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の社会保険料控除

それぞれの保険料の納付額は、年末調整や税金の申告をする際に社会保険料控除の対象となります。対象は当該年1月1日から12月31までの納付額を申告できます。

毎年1月末に、1年間の納付額通知書を郵送しますが、事前に納付額を確認したい場合はお問い合わせください。納付額を記載した書類が必要な場合は、窓口で交付します。

問合先 保険年金課収納担当(1階②番窓口) 939・1183

## 令和6年12月2日から被保険者証の新規発行が終了

令和6年12月2日から、健康保険証の代わりにマイナンバーカード(マイナ保険証)を利用する仕組みになります。マイナ保険証の保有の有無により「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を、次のとおり交付します。



※後期高齢者医療制度については、当面の間マイナ保険証の保有状況にかかわらず「資格確認書」を交付します。

#### ①マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を交付

オンライン資格確認システムを導入している医療機関では、マイナ保険証だけを提示することで、受診が可能です。

※オンライン資格確認システム未導入の医療機関では、「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証と一緒に提示することで、受診が可能です。

#### ②マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を交付

資格確認書には、健康保険証のように被保険者の資格情報などが記載されています。医療機関の受付窓口などで提示することで、原則、これまで通り医療の受診が可能です。



※マイナ保険証をお持ちかどうか、わからない場合はマイナポータルへ。

#### 問合先

○国民健康保険制度に関すること  
保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) 939・1177

○後期高齢者医療制度に関すること  
保険年金課福祉医療担当(1階②番窓口) 939・1186

## 藤井寺市議会第4回定例会

【本会議】 場所 8階議場

12月10日(火) 一般質問  
12月11日(水) 一般質問、議案審議、委員会付託  
12月24日(火) 委員長報告、採決  
※議案説明は、11月29日に開催しました。

【常任委員会】 場所 8階委員会室  
12月17日(火) 民生文教常任委員会  
12月18日(水) 総務建設常任委員会

※各日10時から開催。日程は変更する場合があります。

※本会議の状況をYouTubeでライブ配信しています。

問合先 議会事務局(7階⑦番窓口)

939・1208



## 保険・年金

### 国民年金の付加年金制度

国民年金の定額保険料(令和6年度は月額16,980円)に付加保険料(月額400円)をプラスして納付すると、将来受給する老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数です。

対象 国民年金の第1号被保険者及び任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)で、国民年金基金に加入していない方

#### 〈例〉付加保険料を10年間納付した場合

##### 【納付総額】

400円×120月(10年)=48,000円

##### 【受給付加年金(年額)】

200円×120月(10年)=24,000円

申込・問合先 保険年金課国民年金担当(1階②番窓口) 939・1181